

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 2 月 1 8 日

島根県芸術文化センター長

1 入札に付する事項

- (1) 件名
令和 7 年度 島根県立石見美術館コレクション展等作品展示替え業務
- (2) 入札案件の仕様等
入札説明書のとおり
- (3) 業務期間
契約締結日から令和 8 年 3 月 3 日まで
- (4) 業務場所
島根県益田市有明町 島根県芸術文化センター（島根県立石見美術館）
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 島根県が実施する入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (5) 島根県税について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (6) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (7) 過去 2 年間に美術展の展示作業を 3 カ所以上行った実績があること。
- (8) 美術品梱包輸送技能取得士（級は不問）が在籍し、業務に当該有資格者が携わること。
- (9) 以上の全てを満たす者であって、入札説明書に記載する期日までに入札参加意

向届出書を提出し、入札開始までに参加の承認を得た者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 問合せ先

〒698-0022

島根県益田市有明町5番15号

島根県芸術文化センター 総務担当 山根

電話 0856-31-1867 FAX 0856-31-1877

E-mail geibun1@pref.shimane.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

島根県ホームページの「入札情報」にパスワード付きで掲載するので、入札に参加を希望する者は、2月28日（金）午後5時00分までに、本公告掲載のホームページの「入札説明書閲覧申請書」に必要事項を記入し、上記（1）の問合せ先にFAXまたはE-mailで送付すること。

(3) 入札説明会

行わない。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年3月19日（水） 午後2時00分

イ 場所 島根県益田市有明町5番15号 島根県芸術文化センター 講義室

4 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積った契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に示す入札参加意向届出書を提出し、入札開始までに参加の承認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県芸術文化センターに報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

契約日は、令和7年4月1日とする。

ただし、令和7年度予算が議会において議決されない場合は、当該契約は行わない。

詳細は、入札説明書による。